

第3章 基本的施策の方針と目標

1 基本理念

スマートウエルネスみつけ

見附市のこれまでの高齢者保健福祉の取り組みや介護保険制度の基本理念（自立支援・尊厳の保持）、今回の計画策定についても第8期計画の理念を継承し、「スマートウエルネスみつけ」（見附市第5次総合計画の目指すべき都市の将来像）を基本理念とします。

見附市のスマートウエルネスみつけのイメージ図



【目指す姿】

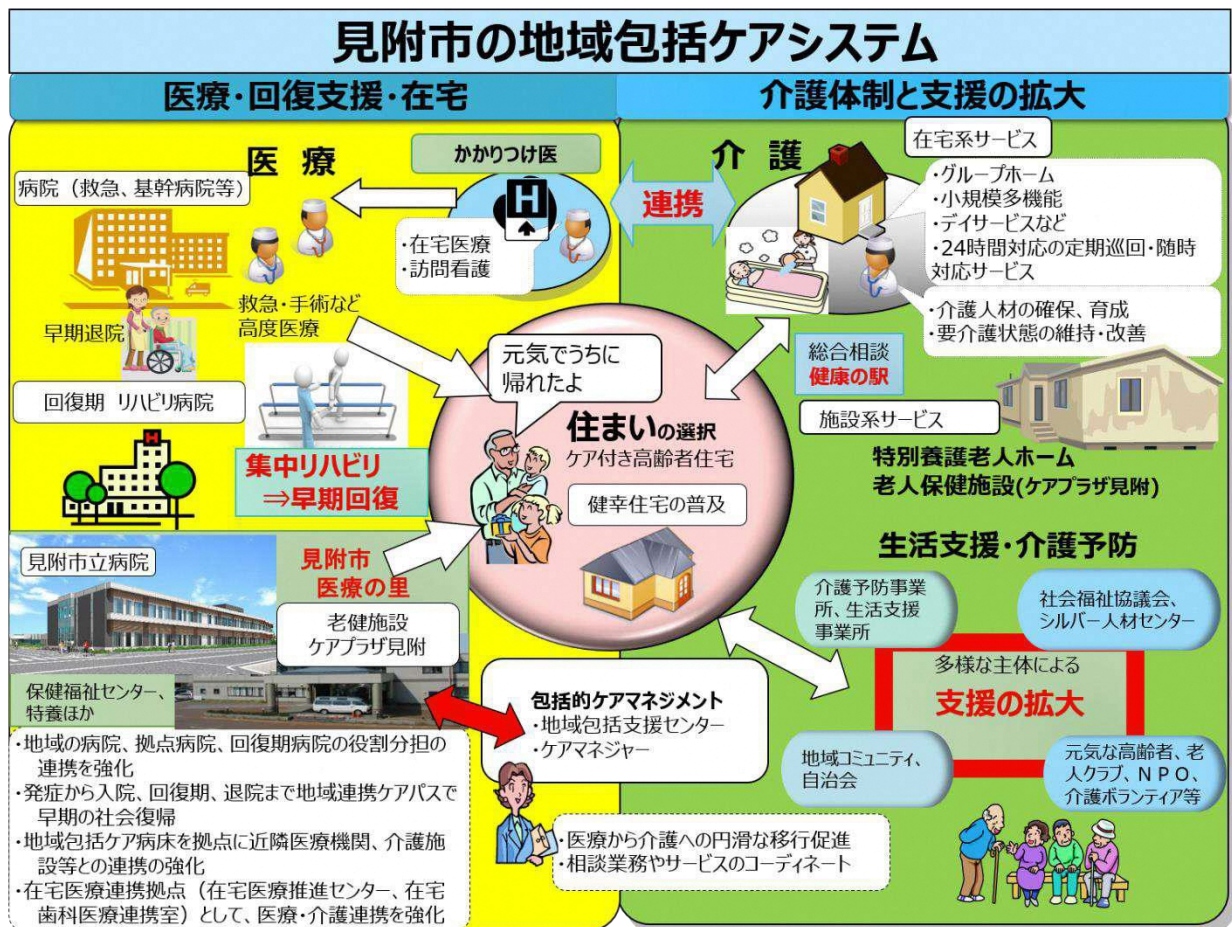
住み慣れた地域で、だれもがいきいきと、
自立し、安心して暮らせるまち みつけ

2 基本方針

地域包括ケアシステムの構築

基本理念に基づき、健幸（＝ウエルネス）をキーワードに住んでいるだけで健やかに幸せにくらせるまち「スマートウエルネスみつけ」を実現することで、高齢者や介護を必要とする人が、住み慣れた自宅や地域で生きがいを持っていきいきと自立した生活を送ることができる「地域包括ケアシステムの構築」（見附市第5次総合計画の重点プロジェクトの1つ）を基本方針とします。

見附市の地域包括ケアシステムのイメージ図



3 本計画の基本的な方向性

国より示された第9期計画の基本指針に留意し、本計画での対応を整理します。

（１）介護サービス基盤の計画的な整備

【国の動向】

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要
- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスのさらなる普及
- ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

【本計画の方向性】

高齢化率の上昇に伴い、特に支援を必要とする単身高齢者世帯や高齢者のみ世帯の増加が予測されます。医療・介護と連携し、地域の特性を踏まえた介護サービスの提供を行います。また、市内において提供余力の少ないサービスの広域的な利用も含め、要介護者の在宅生活の継続と介護者の就労継続の実現に取り組みます。

（２）地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み

【国の動向】

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」、「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取り組みを促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
- ・デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備
- ・給付適正化事業の取り組みの重点化・内容の充実・見える化

【本計画の方向性】

超高齢・人口減社会にあって、高齢者のみの世帯や一人暮らし高齢者が増加しています。団塊の世代が後期高齢者となる2025年以降、増加が予想される介護が必要な高齢者に対応するため、介護・医療・保健・福祉・地域等が一体となり高齢者を見守る体制や介護予防・認知症の対策を強化していくなど、地域包括ケアシステムを深化させ、高齢者をはじめとした地域住民が安心して暮らせる取り組みの強化に努めます。

また、複雑化・複合化している地域住民の抱える課題に対応するため、高齢・障がい・子ども・生活困窮などの各制度間の分野を超えた連携を強化し、重層的支援体制を整備します。

（３）地域包括ケアシステムを支える介護人材確保および介護現場の生産性向上の推進

【国の動向】

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取り組みを総合的に実施
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進
- ・介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

【本計画の方向性】

県と連携して、介護職員の資質の向上や資格取得のための研修会への参加を呼びかけ、事業所等への支援に努めます。介護人材が不足する中で、介護ボランティアの登録人数を増やす取り組みを継続して行い、新たな担い手と介護人材の確保へとつなげていきます。

また、介護に携わる人材確保や定着促進のため、処遇の改善や介護業務の負担軽減となる介護ロボット、センサー、ICTの活用促進を行います。

さらに、市へ提出する各種申請・届出等について、簡素化、標準化などを進め、介護事業所の事務負担の軽減と効率化に努めます。

4 SDG s の取り組み

SDG s は平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標の略称です。令和 12（2030）年までに達成する目標として掲げたもので、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール（目標）と 169 のターゲットから構成されています。

これまで行ってきた施策が、SDG s の理念や目標と方向性を同じくすることが必要であり、本計画においても、SDG s の考え方を取り入れていきます。



持続可能な開発目標の(SDGs)の詳細【抜粋】

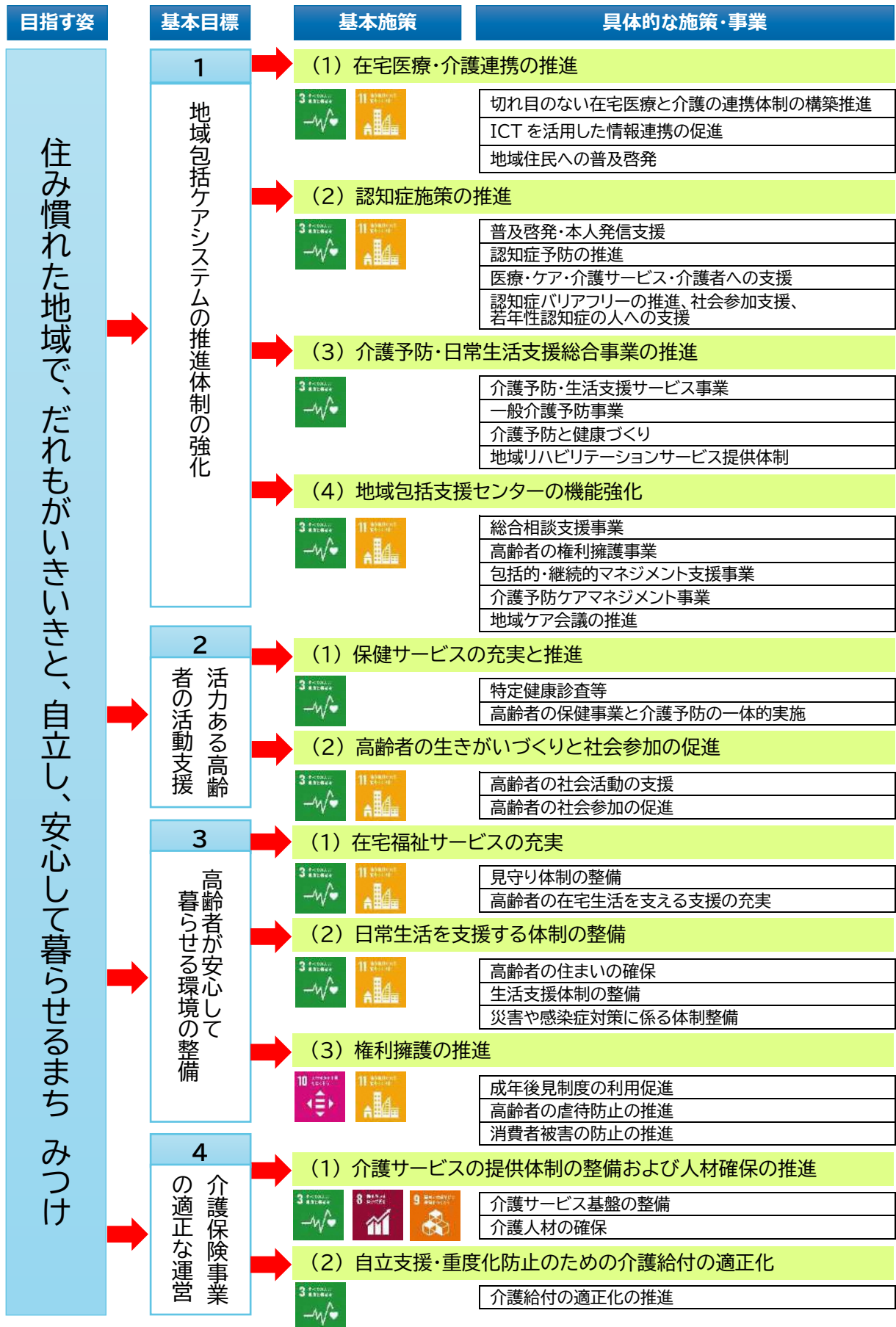
目標 1	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標 3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。
目標 8	包摂的かつ持続可能な経済成長およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
目標 9	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進およびイノベーションの推進を図る。
目標 10	各国内および各国間の不平等を是正する。
目標 11	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する。

5 日常生活圏域の設定

介護保険法の規定により、地理的条件や人口等の社会的条件を勘案した日常生活圏域を設定することとなっており、本市では第 8 期計画において市全域を 1 つの地域圏域とし、日常生活圏域を設定しました。

現在地域包括支援センターは、中学校区に 1 か所ずつ計 4 か所設置し、市内の社会福祉法人に委託し運営しています。

6 施策の体系



7 計画の重点施策

本計画における重点的な取り組みについて、次のとおり設定します。

それぞれの取り組みについては、年度ごとに進捗を把握し、達成状況を客観的に評価できるよう、国の基本指針や市の上位計画等に従って指標を設定しています。

基本目標	重点施策・指標	現状 (令和5年度見込)	目標 (令和8年度)
1 地域包括 ケアシステムの 推進体制の強化	在宅医療・介護連携の推進		
	ICTを活用した連携登録者数	260人	600人
	連携協議会実施回数	1回	2回
	連携研修会実施回数	1回	2回
	認知症施策の推進		
	認知症初期集中支援チーム支援件数	9件	11件
	認知症サポーター数（累計）	4,835人	6,150人
	介護予防・日常生活支援総合事業の推進		
	健康運動教室参加者数	1,200人	1,350人
	脳健康教室参加者数	65人	70人
2 活力ある高齢者 の活動支援	通所型サービスA利用者数	123人	130人
	地域包括支援センターの機能強化		
	地域ケア会議の実施回数	24回	24回
	保健サービスの充実と推進		
3 高齢者が 安心して暮らせる 環境の整備	国保特定健診の受診率	48.8%	56.5%
	高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進		
	ハッピー・リタイアメント・プロジェクト参加延人数	5,400人	7,000人
	介護支援ボランティア登録者数	85人	90人
	在宅福祉サービスの充実		
	緊急通報装置の利用件数	160件	162件
	高齢者見守り協定の締結事業所数	24事業所	27事業所
	日常生活を支援する体制の整備		
	生活支援コーディネーター配置数	4人	4人
	新 地域との協働による避難訓練	2回	1回
4 介護保険事業の 適正な運営	権利擁護の推進		
	成年後見制度利用助成の利用者数	4人	10人
	介護サービスの提供体制の整備		
	介護サービス基盤の整備（通所介護の定員増）	272人	282人
	自立支援・重度化防止のための介護給付の適正化		
	要介護認定調査の事後点検実施率	100.0%	100.0%
	ケアプラン訪問点検事業所数（計画期間）	11事業所	9事業所